

2. 地域包括支援センター等の適切な運営について

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターの役割と市町村の責任について

①地域包括支援センターの役割

要介護高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築していくためには、公的な介護・医療サービスや、住民の自発的な活動等のインフォーマルなサービス等を、有機的に連携・連結させた包括的・継続的なサービス提供をコーディネートする地域包括支援センター（以下「センター」という。）の役割は極めて重要であり、特に、今後更にコーディネート機能を強化していく必要がある。

また、センターには、自立支援に資するケアマネジメントを担当地域で確立していく役割（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）があり、その機能についても強化していく必要がある。

②市町村の責任

市町村は、センターが行う事業の責任主体であり、その運営について積極的に関与しなければならない。改正介護保険法でも新たに包括的支援事業を委託する場合の方針を示す旨が規定されており、その役割については、市町村が運営を委託している場合であっても事業の責任主体として重要である。

については、各市町村に対して、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう、環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要がある旨、周知、徹底願いたい。

また、センターが十分住民に認知されていないという指摘もあることから、広報紙やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が十分認識できるような看板等を設置するなど、各市町村による積極的な周知の実施について、改めて管内市町村に周知、徹底願いたい。

さらに、都道府県においても、市町村を広域的に支援する役割を担う立場から、

管内市町村における各センターの運営状況の把握や情報提供などの取組及び支援を積極的に引き続きお願いしたい。

(2) 地域包括支援センターの機能強化について

①市町村が包括的支援事業を委託する場合の実施方針

市町村がセンター業務を委託する際の事業の実施方針の内容等については、介護保険法第115条の47第1項及び地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日課長連名通知）の3（3）においてお示ししているところである。

しかしながら、地域包括支援センター運営状況調査（別紙資料2-1）によると、センターの運営委託に際し、市区町村からの方針を提示されていないセンターの割合が約3割もある状況となっている。（平成24年4月末現在）

各市町村においては、適切にセンター業務を委託する際の実施方針を提示し法令等の遵守を徹底するとともに各都道府県におかれては、管内市町村において、当該手続きに遺漏のないようご留意いただきたい。

②介護予防支援業務について

介護予防支援業務については、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援の機能を強化するとともに、地域の実情に応じた対応を図る観点から、居宅介護支援事業所への委託制限（介護支援専門員1人8件まで）を平成24年4月に廃止したところであるが、この趣旨を踏まえ、引き続き関係者への周知を図られるようお願いしたい。

なお、中間的な整理で、介護予防支援のあり方について「地域包括支援センターの業務負担を軽減するとともに、適切な介護予防支援が行われるよう、介護予防支援を担当する介護支援専門員の配置を推進していくような方策を検討すべきである」とされている。これについては、今後、対応を検討していくこととしているので、ご承知おきをお願いしたい。

③予算関連

地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進するため、平成25年度予算(案)では、地域ケア会議活用推進事業を新たに盛り込んでいる。(別紙資料2-2参照)

具体的には、センター又は市町村が開催する「地域ケア会議」に関して、都道府県及び市町村に対し、以下の取組にかかる支援を行うものとしている。

ア 都道府県事業

(ア) 地域ケア会議の運営に対するアドバイス等を行う広域支援員の派遣

(イ) 地域ケア会議において困難事例等ケアマネジャー等から相談されたケースについて第三者的視点からアドバイス等を行う専門職(弁護士、理学療法士・作業療法士、管理栄養士、保健所の医師・保健師等)の派遣

イ 市町村事業

(ア) 地域ケア会議立ち上げ支援

(例)

- ・地域ケア会議開催に係る参加対象者への周知
- ・模擬演習会の開催 等

(イ) 地域ケア会議を効果的に実施するために必要な取組

(例)

- ・多職種合同研修会の開催
- ・住民、町内会、民間業者等による孤立化防止のための企画委員会等の開催
- ・生きがいサロン等の立ち上げ 等

なお、同事業においては地域包括ケアシステムの構築を支援するため、生活・介護支援サポーター養成事業及びレスパイト等支援事業をメニュー事業として盛り込んでいるところである。

平成25年度における生活・介護支援サポーター養成事業の実施に当たっては、基本的には本事業で活用することとし、本事業での活用が困難な場合は、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)で活用して差し支えないものとするので、了知されたい。

また、国においては、平成22年度から平成24年度にかけて、センター全体をマネジメントするセンター長やリーダー的な役割を担う職員を対象とした地域包括ケア推進指導者養成研修を実施してきたところであるが、平成25年度予算（案）では、センター又は市町村で地域ケア会議の推進役となるコーディネーターを育成する事業をはじめ、地域ケア会議の先駆的な取組等の情報共有を行う全国会議の開催及び地域ケア会議の活用マニュアルの作成を行い、地域ケア会議の更なる普及促進を図ることとしている。詳細については、おって知らせする予定である。

（3）地域包括支援センターの体制強化について

センターは、平成24年4月末時点で4,328ヶ所と全ての保険者において設置され、ブランチ等出先機関を含めると7,072ヶ所と、地域に根ざした運営が行われているところである。（別紙資料2-1参照）

また、総合相談支援などの包括的支援業務等に要する経費である地域支援事業交付金については、事業の円滑な実施に必要な予算（※）を確保することとしているが、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、必要な財源の確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備に努めるよう周知願いたい。

（※）地域支援事業交付金：平成25年度予算（案）：623億円

センターの業務全般を効果的かつ円滑に運営するためには、センターの体制整備を図るとともに、地域の他の相談支援関係機関等との密接な連携が必要である。「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付け事務連絡）」も参考に関係機関等との密接な連携を図られたい。

なお、発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令、これまでに発出した通知、Q&A等の考え方を踏襲したものである。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付け事務連絡）」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

- 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等（※）を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ブランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。
- 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対しセンターが行う総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

※十分な実績のある在宅介護支援センター等

これまで地域で培ってきた24時間又は土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

センターの本来業務を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに関係機関等との密接な連携が重要である。

各都道府県におかれては、これまで以上に、地域において十分な実績や経験を有する在宅介護支援センター等との連携のほか、「生活・介護支援サポーター養成事業」の研修修了者、「市町村認知症ケア総合推進事業」で配置される認知症地域支援推進員及び老人クラブなどの地域における多様な支援者との連携を十分に図るよう、管内市町村に対して周知、徹底願いたい。

また、近年増加している高齢者の消費者被害の防止においては、センター等に高齢者から消費者被害について相談があった場合に、その区域を担当する消費生活センター等と連携することが重要である。

高齢者の権利擁護については、地域支援事業のメニューのひとつとして実施いただいているところではあるが、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適切な連

携や住民等への周知を図られるよう周知願いたい。

なお、平成22年3月30日に閣議決定された「消費者基本計画」においても、今後5年間に講ずべき具体的施策のひとつとして、以下の取組が位置づけられてるのでご留意願いたい。

消費者基本計画【施策番号106】(抄)

地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。

また、矯正施設（刑務所、拘置所等）入所者の中には、高齢により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者も数多く存在していることが指摘されている。

このような福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに社会福祉施設への入所など福祉サービス等につなげるための準備等を行う「地域生活定着支援センター」がおおむね各都道府県に設置されている。

これらの者への支援については、地域生活定着支援センターと密接に連携することにより、継続的な地域生活の支援をお願いしたい。（別紙資料2-3参照）

（4）センター等の活動を円滑に実施するための個人情報の取扱いについて

今後、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯、または認知症高齢者等の増加がますます見込まれる中で、こうした方々の地域生活を支援していくためには、介護保険サービスのみならず、配食等の様々な生活支援サービスや地域住民による見守り等を身近な地域で提供する体制を構築していく必要がある。

支援を要する方に関する個人情報については、地域包括支援センター等が地域のネットワークを活用して情報の共有を図っているところであるが、関係者間での情報共有が困難であり事業の推進に支障があるという指摘があるところである。

このため、平成22年9月3日付け事務連絡（別紙資料2-4参照）において、市

町村において適切な個人情報保護策を講じた上で、関係者間での情報共有を推進することをお願いしているところであり、引き続き適切な対応をお願いしたい。

また、地域において支援を必要とする者の把握等を行う場合において、民間事業者に適用される個人情報の取扱については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能であることから、これに留意の上、適切な対応をお願いしたい。（平成24年5月11日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知（社援地発0511第1号）（別紙資料2－5参照）

地域包括支援センターにおける業務実態や機能のあり方に関する調査研究事業
 地域包括支援センター運営状況調査 集計結果概要

地域包括支援センターの運営状況について

【平成24年調査 速報版】

—平成25年1月28日時点回収調査票を基に集計—

○全国の自治体に対し、平成24年4月末日時点の地域包括支援センターの運営状況に関する調査を実施
 (調査時点は毎年4月末日時点)

1. 地域包括支援センター設置数

	H24調査 (H24年4月末)	H23調査 (H23年4月末)	H22調査 (H22年4月末)	H21調査 (H21年4月末)	H20調査 (H20年4月末)	H19調査 (H19年4月末)	H18調査 (H18年4月末)
センター設置数	4,328箇所	4,224箇所	4,065箇所	4,056箇所	3,976箇所	3,831箇所	3,436箇所
設置保険者数	1,580保険者	1,585保険者	1,589保険者	1,618保険者	1,657保険者	1,640保険者	1,483保険者
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%	87.8%
未設置保険者数	0保険者	0保険者	0保険者	0保険者	0保険者	30保険者	207保険者
不明	0保険者						

○ブランチ、サブセンター数

○ブランチ設置数:2,391ヶ所

○サブセンター設置数:353ヶ所

※ブランチ … 住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口のこと。

※サブセンター … 包括的支援事業の総合相談支援業務等を行う十分な実績のある在宅介護支援センター等のこと。

2.地域包括支援センター設置主体

○ センター設置数4,328箇所のうち、直営は1,268箇所(直営率 29.3%)

委託は3,042箇所(委託率 70.2%)

※設置主体無回答 18箇所(無回答率 0.4%)

○ 内訳は以下の通りとなっている。

設置主体	H24調査 (H24年4月末)		H23調査 (H23年4月末)		H22調査 (H22年4月末)		H21調査 (H21年4月末)		H20調査 (H20年4月末)		H19調査 (H19年4月末)		H18調査 (H18年4月末)	
	箇所	割合												
直営	1,268	29.3%	1,265	29.9%	1,208	29.7%	1,279	31.5%	1,409	35.4%	1,392	36.3%	1,265	36.8%
うち広域連合等の構成市町村	122	2.8%	108	2.6%	148	3.6%	130	3.2%	118	3.0%	112	2.9%	86	2.4%
委託	3,042	70.3%	2,920	69.1%	2,810	69.1%	2,729	67.3%	2,567	64.6%	2,439	63.7%	2,171	63.2%
社会福祉法人(社協除く)	1,660	38.4%	1,556	36.8%	1,504	37.0%	1,445	35.6%	1,366	34.4%	1,277	33.3%	1,085	31.6%
社会福祉協議会	577	13.3%	560	13.3%	526	12.9%	524	12.9%	467	11.7%	447	11.7%	427	12.4%
医療法人	492	11.4%	499	11.8%	482	11.9%	463	11.4%	448	11.3%	436	11.4%	396	11.5%
社団法人	91	2.1%	91	2.2%	91	2.2%	92	2.3%	87	2.2%	86	2.2%	76	2.1%
財団法人	65	1.5%	69	1.6%	63	1.5%	70	1.7%	70	1.8%	68	1.8%	70	2.0%
株式会社等	70	1.6%	65	1.5%	66	1.6%	64	1.6%	63	1.6%	58	1.5%	50	1.5%
NPO法人	25	0.6%	25	0.6%	23	0.6%	23	0.6%	21	0.5%	21	0.5%	14	0.4%
その他	62	1.4%	55	1.3%	55	1.4%	48	1.2%	45	1.1%	46	1.2%	53	1.5%
不明・無回答	18	0.4%	39	0.9%	47	1.2%	48	1.2%	-	-	-	-	-	-
計	4,328	100.0%	4,224	100.0%	4,065	100.0%	4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

3.保険者との関係-(地域包括支援センター用調査票を集計)

(1)地域包括支援センターの運営委託に際し、市区町村からの方針提示の有無

	H24調査 (平成24年4月末)	
	センター数 (箇所)	割合
ア 方針を提示されている	2,930	67.7%
イ 方針を提示されていない	1,333	30.8%
不明・無回答	65	1.5%
合計	4,328	100.0%

(2)地域包括支援センターの運営について市区町村からの評価の有無

	H24調査 (平成24年4月末)	
	センター数 (箇所)	割合
ア 評価されている	2,261	52.2%
イ 評価されていない	1,920	44.4%
不明・無回答	147	3.4%
合計	4,328	100.0%

4.地域ケア会議の開催状況

○地域ケア会議の主催者

	H 2 4 調査 (平成24年4月末)	
	センター数 (箇所)	割合
ア 自治体（保険者）が主催している	372	8.6%
イ 地域包括支援センターが主催している	2,228	51.5%
ウ 内容により、アとイの両方のケースがある	947	21.9%
エ 開催していない	742	17.1%
不明・無回答	39	0.9%
合計	4,328	100.0%

地域ケア会議活用推進事業（平成25年度創設）について

— 認知症高齢者等の日常生活の自立を支援する地域包括支援センターの機能強化 —

平成25年度(案) 2.2億円

国の事業

- 全国会議(先駆的取組み、活用方法の普及)
- 地域ケア会議活用マニュアルの作成・普及
- コーディネーターの育成

補助

補助

都道府県の事業 @200万円

広域支援員、専門職の派遣

後方支援

**地域包括支援センター等
における地域ケア会議の
開催・運営**

地域支援事業交付金
(包括的支援事業)

市町村の事業 @100万円

＜地域ケア会議立ち上げ支援＞

① 自立支援型ケアマネジメントの実現に向けた支援

- (例) ○ 地域ケア会議開催に係る参加対象者への周知
- 模擬演習会の開催 等

市町村の取組方針を関係者に周知

- 認知症高齢者等のケアマネジメント支援
- 自立支援に資するケアマネジメント支援
- ケアプランのセカンドオピニオン
- 困難事例へのケアマネ支援

＜地域ケア会議を効果的に実施するために必要な支援＞

② 地域包括支援ネットワークの構築、インフォーマルサービスの立ち上げ

- (例) ○ 多職種合同研修会の開催
(医療、介護等の多職種協働の基礎知識の共有、関係強化)
- 住民・町内会・配達業者等による孤立化防止企画委員会等
- 生きがいサロン等立ち上げ 等

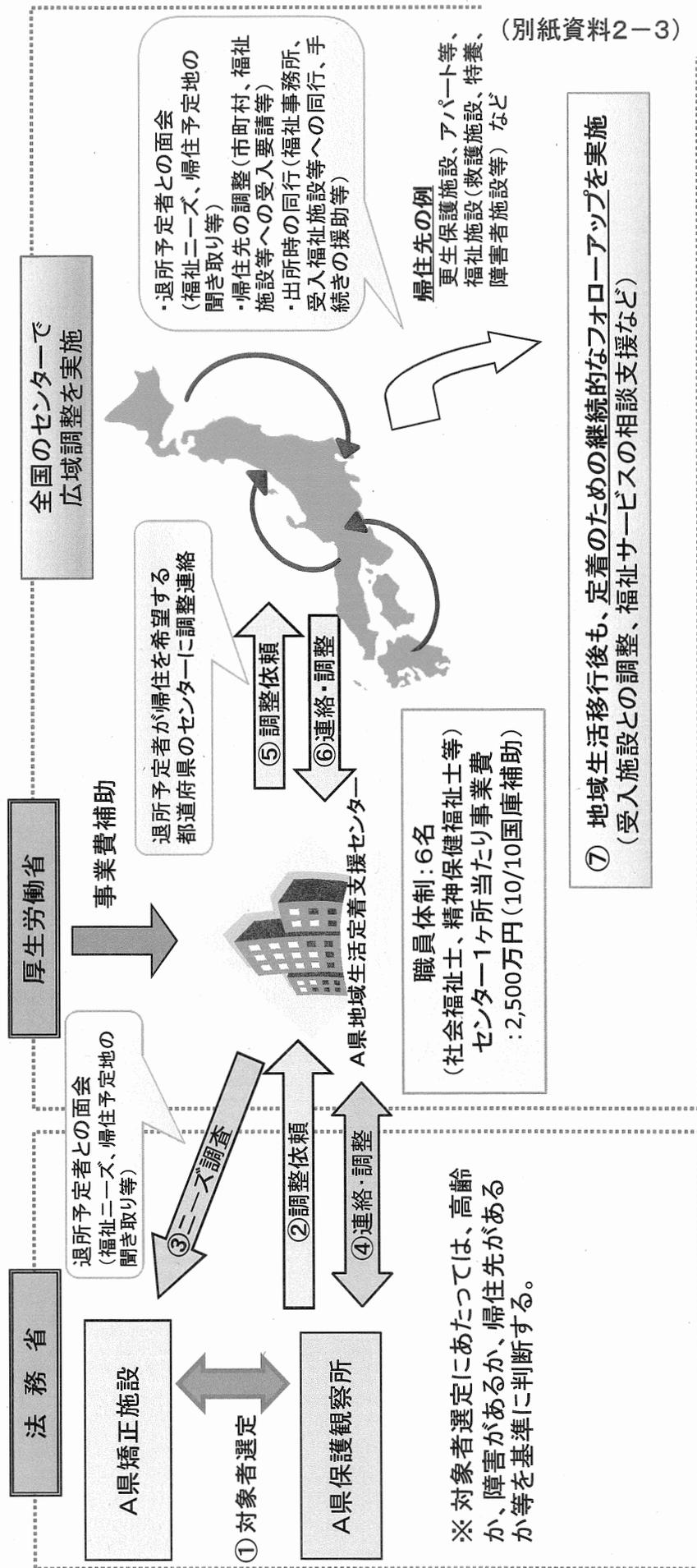
※報告書の作成・普及

(別紙資料2-2)

矯正施設退所者に対する地域生活定着支援

地域定着支援（法務省と連携）

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。受入先に帰住（平成23年度は延べ1041名のコーディネートを実施し、うち500名が受入先に帰住）



(別紙資料2-4)

事務連絡
平成22年9月3日

各都道府県介護保険主管課(室)御中

地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に関する個人情報の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課長

今後ますます進展する高齢社会において、一人暮らしあるいは高齢夫婦のみの世帯、または認知症の増加が見込まれる中で、これらの方々の地域生活を支援していくためには、介護保険サービスのみならず、地域住民による見守り等の様々な生活支援サービスが提供される体制を身近な地域で構築していく必要があります。

これまでも各市町村において、地域包括支援センター等を活用して、地域住民による見守り活動等の支援ネットワークの構築等を推進しているところですが、支援を要する方に関する個人情報について、関係者間で情報共有することが困難であり、事業の推進に支障があるという指摘があります。

個人情報の取扱いについては、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(平成19年8月10日、別紙参照)において、災害時等の要援護者情報の収集・共有方式について、

- ①自ら希望した者について情報を収集する「手上げ方式」
 - ②要援護者への働きかけにより情報を収集する「同意方式」
 - ③市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて関係機関で情報共有する「関係機関共有方式」
- を例示しているところです。

また、「災害時要援護者の避難支援に関する調査結果報告書」(平成21年3月、内閣府(防災担当))においては、個人情報の活用に関する具体的な市町村の取り組み事例も紹介されています。(参考:内閣府ホームページ(災害時要援護者対策)
<http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/youengosya/index.html>)

つきましては、こうした要援護者の情報の収集・共有方式も参考にしつつ、市町村の実情に合わせ、適切な個人情報保護策を講じた上で、地域包括支援センター等の関係者において市町村が保有する情報を共有できるようお願いするとともに、地域の見守り活動を推進して頂きますようご協力願います。

併せて、各都道府県におかれては管内市町村へ遺漏無きよう周知願います。

○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(抄)

(平成19年8月10日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課長通知)

(略)

2. 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有しておくことが重要であるが、その際、個人情報保護への配慮から以下の点に留意しつつ、関係機関との要援護者情報の共有を図られたい。(中略)

(1) 要援護者情報の共有方式について

① 手上げ方式及び同意方式について

要援護者本人の同意を得た上で、個人情報を他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。

- ・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)
- ・防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)

なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

② 関係機関共有方式

一方、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる(関係機関共有方式)。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取組みを行うこと。

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(以下略)

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について（抄）
（平成 24 年 5 月 11 日社援地発 0511 第 1 号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

（略）

2 個人情報の取扱い

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）との関係から情報提供に躊躇されているのではないかと指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁（各事業、分野については各事業所管省庁が担当）、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている（第 16 条〔利用目的による制限〕、第 23 条〔第三者提供の制限〕）点について確認を行ったところである。

なお、それぞれの事業を所管する省庁の主務大臣は個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する助言等を行うことができるとされている。

ライフライン関係事業者への通知については、別添 2-1～別添 2-3 のとおり、水道事業を所管する健康局水道課から、

「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日健水発 0509 第 1 号健康局水道課長通知）が、

電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁から、

「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成 24 年 4 月 3 日経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）通知）

が発出され、あらためて個人情報取扱事業者である水道・電気・ガス事業者に対して、個人情報保護法第 16 条（利用目的による制限）及び第 23 条（第三者提供の制限）は、

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合はこれらの制限は適用除外となり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされていることに留意すること、また、地方公共団体である水道事業者に対しては、条例に上記内容と同様の規定がある場合においてそれに該当するときは、当該規定を適用するよう助言等がなされたところである。

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更）においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。（別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照）

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者（生活に困窮された方）の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

（以下略）

（注）別添については省略している